

名張牛汁協会 会員&販売店募集

名張牛汁協会
会長 足立 淑絵

名張牛汁協会では、B級ご当地グルメでまちおこし活動に参加して頂ける協会会員と「名張牛汁」の販売店を募集しています。

会員は、イベントやまちおこし活動に参加頂ける方なら年齢や性別は問いません。

入会は、協賛費として2千円（協会Tシャツ1枚）年会費無料です。

販売店は、協会の方針に賛同し、「牛汁5か条」を守って牛汁を販売して頂ける飲食店であれば、ジャンルなどは問いません。入会には、（一社）名張市観光協会への入会と協賛費として2千円を、お支払頂きます。名張牛汁販売店として、牛汁のれんをお渡しいたします。

ただし、販売メニューを協会承認後、登録となりますのでご了承ください。

販売店の紹介は、協会のホームページ、協賛チラシ及び、メディアからの取材依頼などです。

全国的な大きなイベントなどについては、ご協賛とご協力をお願い致します。

募集についてのお問い合わせ、お申込みは、下記までご連絡ください。

名張牛汁協会は営利団体ではありませんので、ご了承頂きご参画下さい。

名張牛汁協会事務局

〒518-0729 三重県名張市南町 822-2 名張産業振興センター1階（一社）名張市観光協会事務局内
TEL 0595-63-9148 FAX 0595-63-9138 e-mail gyujiru@kankou-nabari.jp

牛汁五か条

1. 肉は伊賀牛を必ず使用すること
2. 基本は和風しょうゆだしに伊賀牛、ねぎを必ず使用すること。
3. 野菜などできるだけ地元産を使用すること。
4. 商品名は「名張牛汁」とすること。
5. 店先にはのれんを掲示すること。



基本の牛汁レシピ（4杯分）

【Aだし】

水…1200cc

本だし…小さじ多め2杯

塩…少々

しょうゆ…大きじ2

【B具材】

伊賀牛切り落とし…120g

タマネギ…1/2カット

ネギ…少々

ワカメ…少々

ショウガ…少々（お好み）

【作り方】

Aより約200ccを別の鍋に取り出し、タマネギ、牛肉を入れて、煮たら残りのネギ、ワカメ、ショウガと一緒に碗へ材料を取り分け、上から残りのAのだしを入れる。お好みで一味（七味）をどうぞ。

名張牛汁協会規約

（名称）

第1条 本会は名張牛汁協会と称する。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所を三重県名張市平尾 3225-10（一社）名張市観光協会に置く

（定義）

第3条 本会は、以下に掲げる条件を満たしている固有の料理を「名張 牛汁」と定義する。

- (1) 肉は、伊賀牛を使用すること。
- (2) 基本は和風しょうゆだしに伊賀牛肉、ねぎを入れたものとする。ただし、各店にてアレンジは可能とする。
- (3) 野菜等、できるだけ地元産を使用すること。
- (4) 商品名は、「名張牛汁」とすること。
- (5) 店先には、本会認定のれんを掲示すること。

（目的）

第4条 本会は、「名張牛汁」を、名張市周辺伊賀地域のご当地グルメとして全国に発信することを通じて、名張市周辺伊賀地域の地域活性化を図ることを目的とする。

（会員）

第5条 名張市・社団法人名張市観光協会・名張商工会議所を正会員、本会の目的に賛同した者を賛助会員とする。

（会費）

第6条 本会の会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員は、年度当初に協議のうえ会費を負担するものとする。なお、初年度は設立時に協議のうえ決定する。
- (2) 本会が実施又は参加する事業において、その規模等から特に必要と認められる場合は、正会員より特別会費を徴収できるものとする。
- (3) 賛助会員については、設立当初は無料とする。

（事業）

第7条 本会の事業は次の通りとする。

- (1) ご当地グルメに関するイベント等の出展。
- (2) ご当地グルメに関する講演会等の参加
- (3) その他役員会で必要と認められた事業

(役員等)

第8条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局長 1名

理事の中から会長は、会計を選任する。

上記の他、役員会の承認により顧問及び相談役を置くことができる。

(選任)

第9条 役員は、正会員の中から互選する。

- (1) 会長、副会長、理事、監事、事務局長は役員会を構成する役員内で互選する。

(会議)

第10条 会 議

- (1) 本会の会議は、総会および役員会とする。
- (2) 総会は年1回開催するものとし、臨時総会および役員会は必要の都度、開催する。
- (3) 会議は会長が招集する。
- (4) 総会は会員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

(役員会)

第11条 本会では役員会を構成する。

- (1) 役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、この会則で定めるものの外、総会に提出すべき議案、その他業務の執行に関する重要な事項を審議、処理する。
- (2) 役員会の議事は、役員の半数以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

(任務)

第12条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会長、副会長、会計とともに役員会を構成し、本会の事業運営に携わる。
- (4) 監事は、本会の業務および会計を監査する。
- (5) 事務局長は、情報の集約、案内他、事務管理に携わる。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(入会・退会)

第14条 本会の入会・退会は本会規定用紙に記入の上、事務局へ提出し役員会にて審議、承認する。

(除名)

第15条 本会の活動に支障を来す行動や、本会から指導に従わない場合は、役員会の承認により除名することができる。

(その他)

第16条 本会規約に定めのない事項は、必要に応じ役員会にて協議のうえ決定する。

附則

1. この会則は、本会の設立の日から施行する。
2. この会則は、平成23年3月20日から施行する。

改正 平成23年10月27日(第1条・第3条・第4条・第8条・第12条一部改正)

名張牛汁協会 入会申込書

名張牛汁協会会長様

私は、B級ご当地グルメでまちおこし団体である名張牛汁協会の方針に賛同し入会を申し込みます。更に、営利については一切、求めません。

申し込み 年 月 日

フリガナ

団体名・事業所名

フリガナ

申込者名・役職

印

〒

住所

電話番号

F A X

E-mail

販売店の

HPアドレス

販売店の方は店舗の

セールスポイント（掲載用）

生年月日 年 月 日（イベント参加時に保険で必要）

緊急連絡先

（イベント参加時のため）

入会協賛費 2000円（販売店：のれん、個人会員：Tシャツをお渡しします。）

【入会方法】

事務局（一般社団法人名張市観光協会）へ直接、入会申込書を提出していただくか、FAXまたはメールで送信してください。

販売店については、社団法人名張市観光協会の入会（年会費 12000 円）が必要です。

【お問い合わせ】 一般社団法人名張市観光協会 林宛て TEL：0595-63-9148

FAX：0595-63-9138 e-mail：gyujiru@kankou-nabari.jp